(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
熊本県八代郡氷川町椎字小柳六番三から同町椎字桑原三七七番一まで	前	一〇・八五～一七・七一メートル	〇・二〇五キロメートル	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	A 一〇・八五～一七・七一メートル B 一〇・五九～一五・三五メートル	A 〇・二〇五キロメートル B 〇・二一〇キロメートル	

(四) 図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局熊本河川国道事務所

○九州地方整備局告示第十二号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年一月二十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年一月二十日

九州地方整備局長　小平田浩司

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
三号及び二百七七番一まで	熊本県八代郡氷川町椎字小柳六番三から同町椎字桑原三	九州地方整備局及び同局熊本河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十九年一月二十日

○北海道開発局告示第六号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年一月二十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年一月二十日

北海道開発局長　今　日出人

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　三十八号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
赤平市大町四丁目五番三から同市東大町三丁目一番まで	前	一七・九七～一八・〇〇メートル	〇・〇一一キロメートル	
	後	一九・三〇～二〇・五三メートル	〇・〇一二キロメートル	

(四) 図面縦覧場所　北海道開発局及び同局札幌開発建設部

○北海道開発局告示第七号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年一月二十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年一月二十日

北海道開発局長　今　日出人

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　二百三十号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
北海道瀬棚郡今金町字花石一二六番一から同町字住吉一〇〇番まで	前	A 六・八〇～七五・〇〇メートル B 一五・五〇～一九六・〇〇メートル	A 一三・三六四キロメートル B 六・四一三キロメートル	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	A 六・八〇～七五・〇〇メートル B 一五・五〇～一九六・〇〇メートル	A 一三・三六四キロメートル B 六・四一三キロメートル	

(四) 図面縦覧場所　北海道開発局及び同局函館開発建設部

○北海道開発局告示第八号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年一月二十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年一月二十日

北海道開発局長　今　日出人

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　二百三十七号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
旭川市宮下通二丁目一九五四番三から同市宮下通二丁目四一五二番一二地先まで	前	二七・三二～四二・六四メートル	〇・〇八一キロメートル	
	後	二四・九三～二八・〇四メートル	〇・〇八一キロメートル	

(四) 図面縦覧場所　北海道開発局及び同局旭川開発建設部

○北海道開発局告示第九号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年一月二十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年一月二十日

北海道開発局長　今　日出人

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　二百四十四号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
北海道野付郡別海町尾岱沼潮見町二〇五番地先から同町尾岱沼潮見町二〇七番二まで	前	一六・五六～一八・〇八メートル	〇・〇五三キロメートル	
	後	三四・〇一～三五・七九メートル	〇・〇五三キロメートル	

(四) 図面縦覧場所　北海道開発局及び同局釧路開発建設部

○北海道開発局告示第十号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年一月二十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年一月二十日

北海道開発局長　今　日出人

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
四百五十三号	札幌市南区滝野野牛山国有林石狩空知森林計画区石狩森林管理署一一九四林班ぬ小班地内	北海道開発局及び同局札幌開発建設部

供用開始の期日　平成二十九年一月二十日

○沖縄総合事務局告示第一号

船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第百四十九号）第二十三条の二十八において準用する同法第十七条の五の規定に基づき、次のとおり登録小型船舶教習所に係る登録事項の変更の届出があったので、同法第二十三条の二十八において準用する第十七条の十五第二号の規定により、公示する。

平成二十九年一月二十日

沖縄総合事務局長　能登　靖

登録小型船舶教習実施機関の名称　株式会社いちまりん

代表者の氏名

（変更前）屋良　朝仁

（変更後）金城　一彦